

## 1 事業名

所沢市国民健康保険税条例の一部改正

## 2 事業の概要

国民健康保険税について、埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）に基づき保険税水準の統一化が進められていることから、保険税率等の見直しを所沢市国民健康保険運営協議会へ諮問し、その答申を踏まえ検討した結果、令和 7 年度分から保険税率等を変更するため、所要の改正を行うものである。

### 【改正の概要】

- ・ 医療給付費分の賦課方式を 4 方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から 2 方式（所得割、均等割）に変更
- ・ 医療給付費分の所得割税率を 7.2%から 6.96%に改定
- ・ 医療給付費分の均等割額を 14,300 円から 41,300 円に改定
- ・ 後期高齢者支援金等分の所得割税率を 2.6%から 2.67%に改定
- ・ 後期高齢者支援金等分の均等割額を 11,000 円から 16,000 円に改定
- ・ 介護納付金分の所得割税率を 1.5%から 2.41%に改定
- ・ 介護納付金分の均等割額を 11,000 円から 17,000 円に改定
- ・ 後期高齢者支援金等分の賦課限度額を 22 万円から 24 万円に改定し、賦課限度額の合計を 104 万円から 106 万円に改定

## 3 他自治体の類似する政策等

埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）に基づき、県内では 63 市町村中 50 市町村が 2 方式の賦課方式を採用している。また、県内各市町村において、令和 9 年度の準統一に向け、税率等の改定を進めている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

所沢市国民健康保険運営協議会における審議

5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法、地方税法施行令、国民健康保険法、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 資料1 令和7年度の所沢市国民健康保険税の改正について
- ・ 資料2 税率改正によるモデル世帯別影響額
- ・ 資料3 法定賦課限度額（国）の推移
- ・ 資料4 国民健康保険特別会計収支状況
- ・ 資料5 年齢階層別被保険者及び総世帯数の推移
- ・ 資料6 世帯状況表（令和6年10月1日現在）

## 議案第119号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(課税額)

## 第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

## 4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（次条及び第6条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.96を乗じて算定する。

## 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第3条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。

## 第4条 削除

(課税額)

## 第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

## 4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（次条及び第6条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.2を乗じて算定する。

## 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第3条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について41,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について16,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.41を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に

土地及び家屋に係る部分の額に100分の15を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について14,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の3 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号及び第19条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号及び第19条第1項において同じ。)以外の世帯 16,000円

(2) 特定世帯 8,000円

(3) 特定継続世帯 12,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に

対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 28,910円

対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,010円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,200円

(4) 特定世帯 5,600円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,200円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,900円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20,650円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,000円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,500円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から

- ウ) 特定継続世帯 8,400円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,700円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,700円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,150円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- ウ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円
- イ) 特定世帯 4,000円
- ウ) 特定継続世帯 6,000円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,500円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,500円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から

1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,195円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 10,325円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 16,520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 20,650円

1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

(ウ) 特定継続世帯 2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,200円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,200円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,145円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 3,575円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 5,720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,150円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,400円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,000円

3 略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

3 略



## 令和7年度の所沢市国民健康保険税の改正について

### ■改正の背景

平成30年度に国民健康保険が都道府県単位化され、都道府県は財政運営の責任主体となり、国民健康保険の安定的な運営を図るために国民健康保険運営方針を策定している。

令和5年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（以下「県運営方針」という。）」内の保険税水準の完全統一の目標年度が令和12年度とされ、それに先立ち令和8年度には法定外繰入の解消、令和9年度には県標準保険税率に市町村ごとの収納率を勘案した「市町村標準保険税率」とする「準統一」としていくこととされている。

県運営方針に沿って保険税水準の統一に向け、賦課方式の変更及び税率の改正を行う必要があるほか、本市においては、ここ数年法定外繰入が生じており、令和8年度に向けて税率改正により繰入額の削減を行う必要がある。

### ■賦課方式・税率・賦課限度額の変更内容

- ① 医療給付費分の資産割及び平等割を廃止する。
- ② 医療給付費分の所得割税率を引き下げ、均等割額を引き上げる。
- ③ 後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の所得割税率及び均等割額を引き上げる。
- ④ 後期高齢者支援金等分の賦課限度額を引き上げる。

### ■税率新旧対照表

#### (1) 医療給付費分（すべての国保加入者に課税）

	令和6年度	令和7年度	比較
所得割額 (前年の所得に応じて算定)	7.2%	6.96%	△0.24%
資産割額 (資産税額に応じて算定)	15%	廃止	△15%
均等割額 (加入者1人当たり年額)	14,300円	41,300円	27,000円
平等割額 (1世帯当たり年額)	16,000円	廃止	△16,000円
賦課限度額	65万円	65万円	—

(2) 後期高齢者支援金等分 (すべての国保加入者に課税)

	令和6年度	令和7年度	比較
所得割額 (前年の所得に応じて算定)	2.6%	2.67%	0.07%
均等割額 (加入者1人当たり年額)	11,000円	16,000円	5,000円
賦課限度額	22万円	24万円	2万円

(3) 介護納付金分 (40歳から64歳までの国保加入者に課税)

	令和6年度	令和7年度	比較
所得割額 (前年の所得に応じて算定)	1.5%	2.41%	0.91%
均等割額 (加入者1人当たり年額)	11,000円	17,000円	6,000円
賦課限度額	17万円	17万円	—

【合計】

	令和6年度	令和7年度	比較
所得割額 (前年の所得に応じて算定)	11.3%	12.04%	0.74%
資産割額 (資産税額に応じて算定)	15%	廃止	△15%
均等割額 (加入者1人当たり年額)	36,300円	74,300円	38,000円
平等割額 (1世帯当たり年額)	16,000円	廃止	△16,000円
賦課限度額	104万円	106万円	2万円

## ■賦課方式の変更

県運営方針では、国民健康保険税の賦課方法について、令和9年度の準統一時点で「すべての市町村で2方式（所得割・均等割）とします」とあり、現在、県内の賦課方式は2方式を採用する市町村が増加している。

本市においても、県運営方針に則り資産割及び平等割を廃止し、2方式に変更するものとする。

### 【県内の賦課方式状況】

	2方式	3方式	4方式
令和5年度	43市町村 (68.3%)	1市 (1.6%)	19市町 (30.1%)
令和6年度	50市町村 (79.4%)	1市 (1.6%)	12市町 (19.0%)

### 資産割の廃止

- ・利益を生まない居住用の資産も課税対象となっている。
- ・固定資産税に応じて課税されるため、二重課税との捉え方もある。
- ・市外に所有する固定資産は算定対象外であり、被保険者に不公平感がある。
- ・他の保険制度（被用者保険、後期高齢者医療、介護保険）には資産割がない。

### 平等割の廃止

- ・単身世帯で低所得の高齢者が増加している現状と乖離しており、単身世帯への負担感が強い（国民健康保険加入世帯の約7割が単身世帯）。
- ・世帯構成人数が減少する中、世帯の人数に関係なく平等割額が課されることに対する不公平感があり、均等割額との違いの意義が希薄化している。

## ■賦課限度額の改定

国民健康保険の被保険者は、低所得者層が多く、保険税収入を増やすことが難しい一方で、高齢者の割合が高く医療にかかることも多いことに加え、医療の高度化などから一人当たりの医療費の増加が続いているという構造的な課題がある。賦課限度額を引き上げることは、高所得者層へ負担を求めることとなるが、歳入の確保や保険税の負担の公平性を図ることができる。

現在、本市では、政令（地方税法施行令）で賦課限度額の改定が行われたのち、運営協議会の諮問・答申を経て1年遅れで法定額に改定しているが、県運営方針では、準統一の令和9年度には賦課限度額を法定どおりとするとされている。

## 資料 2

## 税率改正によるモデル世帯別影響額

①ホームページ掲載のモデル世帯 40歳代夫婦と10歳代子2人 固定資産税10万円  
夫(給与収入300万円)、妻(給与収入130万円)、子2人

	所得割	資産割	均等割	平等割	合計
令和6年度(現行)	215,700	15,000	123,200	16,000	369,900
令和7年度	229,800	0	263,200	0	493,000
現行税率との差	14,100	△15,000	140,000	△16,000	123,100

## ②70歳代1人世帯 固定資産税5万円(年金収入200万円) 2割軽減が適用

	所得割	資産割	均等割	平等割	合計
令和6年度(現行)	46,000	7,500	20,200	12,800	86,500
令和7年度	45,200	0	45,800	0	91,000
現行税率との差	△800	△7,500	25,600	△12,800	4,500

## ③65歳以上夫婦 固定資産税5万円

夫(年金収入200万円)、妻(年金収入80万円)

5割軽減が適用

	所得割	資産割	均等割	平等割	合計
令和6年度(現行)	46,000	7,500	25,300	8,000	86,800
令和7年度	45,200	0	57,300	0	102,500
現行税率との差	△800	△7,500	32,000	△8,000	15,700

## ④39歳以下1人世帯 固定資産税なし (給与収入240万円)

	所得割	資産割	均等割	平等割	合計
令和6年度(現行)	114,600	0	25,300	16,000	155,900
令和7年度	112,600	0	57,300	0	169,900
現行税率との差	△2,000	0	32,000	△16,000	14,000

## 法定賦課限度額(国)の推移

資料 3

適用年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
平成7年度	52万円	\	\	52万円
平成9年度	53万円	\	\	53万円
平成12年度	53万円	\	7万円	60万円
平成15年度	53万円	\	8万円	61万円
平成18年度	53万円	\	9万円	62万円
平成19年度	56万円	\	9万円	65万円
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円

※ 介護納付金分は平成12年度、後期高齢者支援金等分は平成20年度より課税開始となった。

※ 現在の所沢市国民健康保険税賦課限度額は、令和5年度法定賦課限度額を適用している。

# 国民健康保険特別会計収支状況

## 資料 4

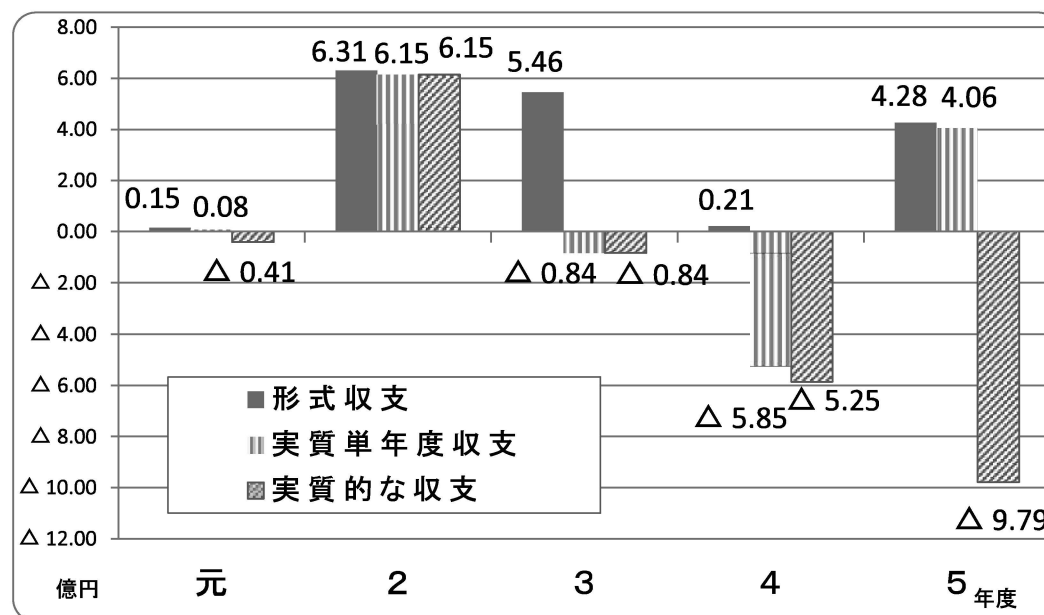
単位：円

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	歳入（決算額）	31,803,523,258	30,489,722,220	32,313,972,996	31,286,779,857	30,910,548,164
②	歳出（決算額）	31,787,562,287	29,858,204,571	31,767,010,943	31,265,378,012	30,482,177,979
③	形式収支	15,960,971	631,517,649	546,962,053	21,401,845	428,370,185
④	繰越金	7,085,903	15,960,971	631,517,649	546,962,053	21,401,845
⑤	基金繰入金	7,085,903	15,960,971	631,536,865	547,485,339	21,820,996
⑥	基金積立金	7,085,903	15,980,187	632,040,935	547,381,204	21,433,554
⑦	法定外繰入金	50,000,000	0	0	60,000,000	1,386,098,000
⑧	一般会計繰出金	0	0	0	0	0
⑨	実質単年度収支	8,875,068	615,575,894	△ 84,051,526	△ 525,664,343	406,580,898
⑩	実質的な収支	△ 41,124,932	615,575,894	△ 84,051,526	△ 585,664,343	△ 979,517,102

③形式収支 = ①歳入（決算額） - ②歳出（決算額）

⑨実質単年度収支 = ③形式収支 - ④繰越金 - ⑤基金繰入金 + ⑥基金積立金 + ⑧一般会計繰出金

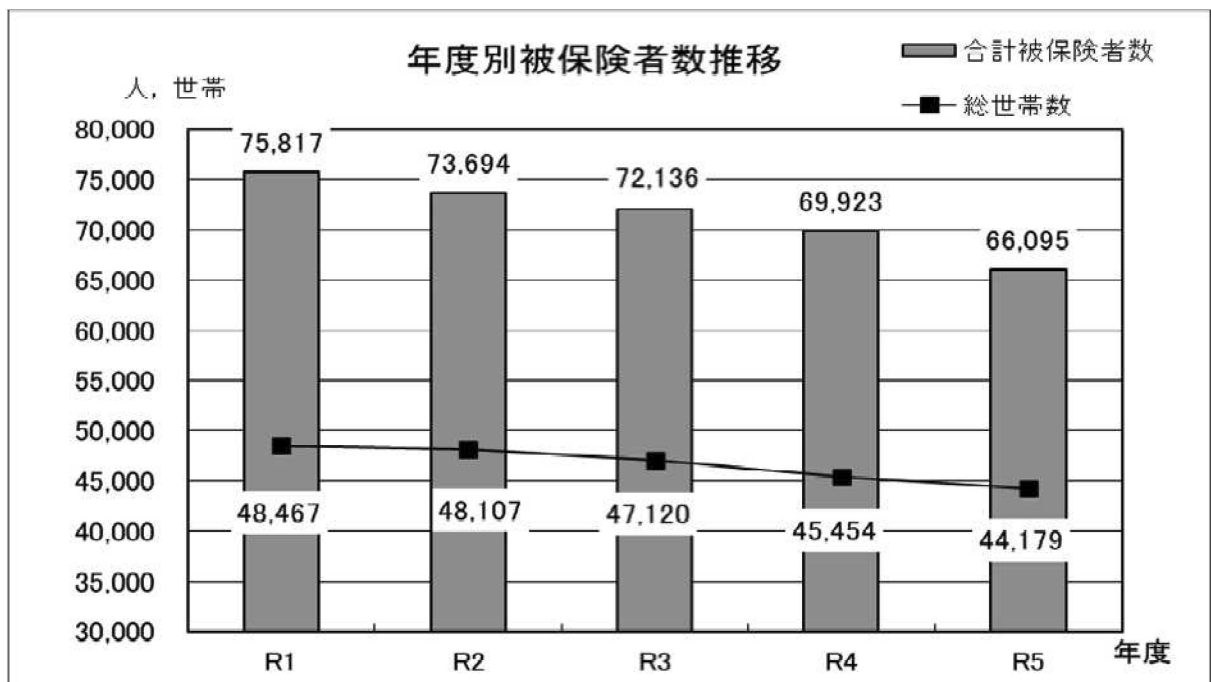
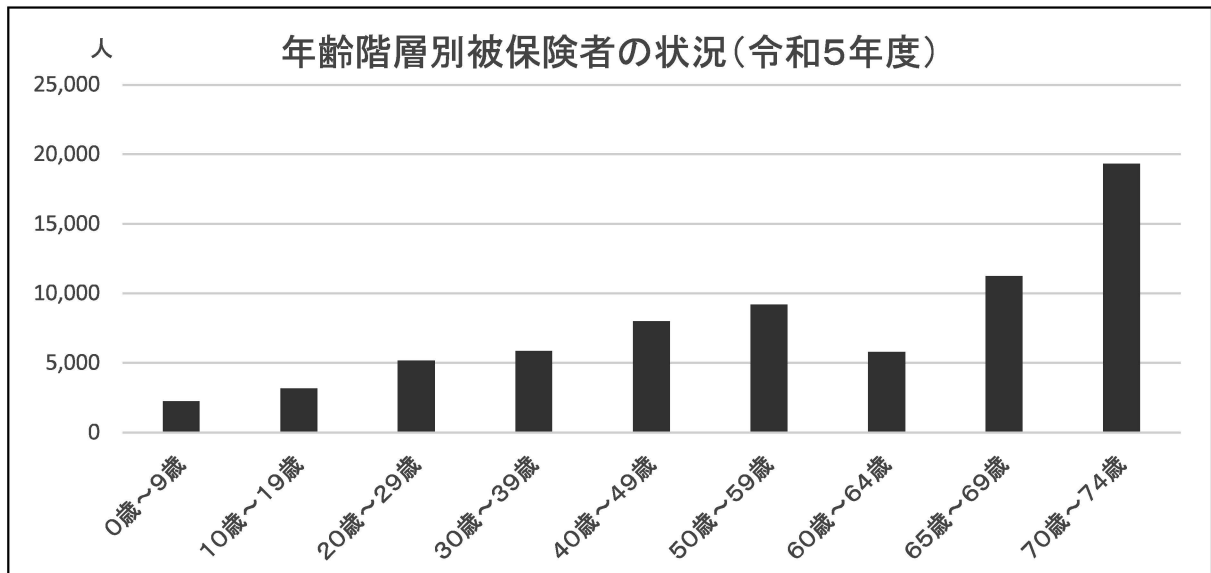
⑩実質的な収支 = ⑨実質単年度収支 - ⑦法定外繰入金



## 年齢階層別被保険者及び総世帯数の推移

各年度末現在での実数  
(単位:人, 世帯)

年齢区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳～9歳	2,838	2,559	2,355	2,236	2,135
10歳～19歳	3,656	3,471	3,291	3,161	3,068
20歳～29歳	5,503	5,431	5,194	5,163	4,831
30歳～39歳	6,623	6,313	6,036	5,836	5,507
40歳～49歳	8,998	8,700	8,346	7,991	7,542
50歳～59歳	8,715	8,891	9,008	9,194	9,172
60歳～64歳	6,547	6,120	5,964	5,787	5,609
65歳～69歳	14,740	13,302	12,036	11,244	10,320
70歳～74歳	18,197	18,907	19,906	19,311	17,911
合計被保険者数	75,817	73,694	72,136	69,923	66,095
総世帯数	48,467	48,107	47,120	45,454	44,179



世帯状況表(令和6年10月1日現在)

資料 6

(課税世帯数)

総所得	世帯数	世帯内の被保険者数				
		1人	2人	3人	4人	5人以上
1,000万円超	721	243	265	119	53	41
1,000万円以下	139	41	56	23	17	2
900万円以下	182	64	66	28	15	9
800万円以下	263	88	104	38	27	6
700万円以下	416	140	146	71	43	16
600万円以下	674	229	255	115	49	26
500万円以下	1,216	488	471	158	82	17
400万円以下	2,459	1,153	906	243	122	35
300万円以下	5,177	2,852	1,715	406	150	54
200万円以下	9,753	6,384	2,698	479	148	44
100万円以下	5,985	4,543	1,088	237	86	31
43万円以下	20,734	18,173	1,895	469	142	55
合 計	47,719	34,398	9,665	2,386	934	336
	(100%)	(72.1%)	(20.2%)	(5.0%)	(2.0%)	(0.7%)